

付録V 分類と勘定

第1部 分類

A. 制度部門の分類(S)

S. 1	一國經濟	S. 13	一般政府
S. 11	非金融法人企業	S. 131	一般政府代替分類(1)
S. 11001	公的非金融法人企業	S. 1311	中央政府
S. 11002	自国民間非金融法人企業	S. 1312	州政府
S. 11003	外国支配非金融法人企業	S. 1313	地方政府
S. 12	金融機関	S. 1314	社会保障基金
S. 121	中央銀行	S. 13141	中央政府社会保障基金
S. 122	その他の預金取扱機関	S. 13142	州政府社会保障基金
S. 1221	預金通貨機関	S. 13143	地方政府社会保障基金
S. 12211	公的	S. 132	一般政府代替分類(2)
S. 12212	自国民間	S. 1321	中央政府 <sup>a)</sup>
S. 12213	外国支配	S. 13211	中央政府
S. 1222	預金通貨機関を除くその他の預金 取扱機関	S. 13212	中央政府社会保障基金
S. 12221	公的	S. 1322	州政府 <sup>a)</sup>
S. 12222	自国民間	S. 13221	州政府
S. 12223	外国支配	S. 13222	州政府社会保障基金
S. 123	保険会社および年金基金を除くその他の金融 仲介機関	S. 1323	地方政府 <sup>a)</sup>
S. 12301	公的	S. 13231	地方政府
S. 12302	自国民間	S. 13232	地方政府社会保障基金
S. 12303	外国支配	S. 14	家計
S. 124	金融補助機関	S. 141	雇主
S. 12401	公的	S. 142	自己勘定の就業者
S. 12402	自国民間	S. 143	雇用者
S. 12403	外国支配	S. 144	財産所得および移転所得の受領者
S. 125	保険会社および年金基金	S. 1441	財産所得の受領者
S. 12501	公的	S. 1442	年金の受領者
S. 12502	自国民間	S. 1443	その他の移転の受領者
S. 12503	外国支配	S. 15	対家計非営利団体
		S. 2	海外

B. 取引およびその他のフローの分類

1. 財貨・サービス(生産物)の取引(P)

P. 1	産出	P. 12	自己最終使用のための産出
P. 11	市場産出	P. 13	その他の非市場産出
		P. 2	中間消費
		P. 3	最終消費支出

## 93SNA (上巻)より

## D. 金融機関部門およびその内訳部門 (S. 12)

4.77. 金融機関部門(financial corporation sector)は、主に金融仲介活動または、金融仲介業務に密接に関連した補助的金融活動に従事しているすべての居住者である法人・準法人企業により構成されている。金融仲介活動がほかの大多数のタイプの生産活動と本質的に異なること、また、経済における金融仲介活動の重要性から、金融機関は、「体系」内の部門分類の第1水準で非金融法人企業と区別される。

## 1. 金融仲介活動

4.78. 金融仲介活動とは、市場における金融取引に従事することで金融資産を取得することを目的として、自己勘定で負債を負う制度単位の生産的活動と定義する。金融仲介機関の役割とは、貸し手から借り手へ資金を橋渡しする仲介を行なうことである。貸し手から資金を収集し、借り手の要求、希望に沿うようにその資金を変換し、リパッケージする。また、預金を集めるだけでなく、手形、債券そのほかの有価証券を発行することにより、自己勘定で負債を負うことによって資金を得ている。こうした活動を通じて得た資金を用いて、他に貸付を行ない、また、手形、債券、そのほかの有価証券を購入することで金融資産を取得している。金融仲介機関は単に他の制度単位の代理としてではなく、自己勘定で負債を負うことでリスクを負担している。

## 2. 金融企業

4.79. 金融企業は、「体系」内において、主に金融仲介活動またはそれに密接に関連した補助的金融活動に従事している企業と定義されている。故に、金融企業には必ずしも自ら金融仲介活動に従事しているわけではないが、主に仲介活動を円滑、促進する機能をもっている企業も含まれる。金融企業は、全経済活動に関する国際標準産業分類 (I S I C) 改訂第3版における中分類65、66、67にて分類されている活動を主活動とするすべての企業(すなわち、事業所とは区別されるものとしての制度単位)によって構成されている。

4.80. 金融仲介活動の補助的サービスは、金融仲介機関の副次的活動として、または専門のエージェンシ

ーもしくはブローカーによって供給される。後者は、証券ブローカー、起債会社、貸付ブローカー等のエージェンシーにより構成される。このほか、その主な機能が手形や金融企業による割引やリファイナンスを目的とした類似の証券の裏書きによる保証であるエージェンシーや、広範な金融改革によって誕生したスワップ、オプションや先物取引などのようにさまざまなヘッジ手段を手はずする機関も存在する。このような企業は、金融仲介活動にきわめて近いサービスを提供するわけであるが、自己勘定で負債を負い、自らリスクを負担して、金融資産を取得する企業ではないので、真の金融仲介活動を行なっているとはみなされない。しかしながら、真の金融仲介活動とその他の金融活動を明確に区別することはますます難しくなっている。つまり継続的な金融市場の改革と革新の結果、金融仲介活動と多くの補助的な活動の境界はかなり曖昧なものとなってきているのである。

4.81. しかしながら、以上のことのみから、「体系」において、金融補助機関を「体系」内の金融企業として分類しているわけではない。前述のように、金融仲介活動をその主要活動としている法人の機関が、その副次的活動として多岐にわたる補助的サービスを提供している場合が多い。ところが、一つの法人は全体として一部門に分類する必要があるので、金融補助機関そのものは別としても、いずれにせよ、金融機関によって行なわれる補助活動は、「体系」内の金融機関部門内に分類されるのである。

## 3. 非法人金融企業

4.82. 金を貸したり、外貨を売買したりするなどの金融活動に個人や家計が従事する場合がある。このような非法人金融企業が金融機関部門に分類されるのは、それが金融仲介機関あるいは金融補助機関として、かつ準法人とみなされる場合に限られる。特に個人の資格における所有者とは別の完全な勘定セットを有していなければならない。大規模な非法人金融企業は、政府の規制および統制を受けるので、そのような諸勘定を保持する義務を負う可能性がかなりある。しかしながら、金貸し業、外貨売買業や小規模の金融活動に従事している類似の個人業者は、

そうした基準を満たすことはないであろうし、その場合、準法人としての扱いを受けないことになり、したがって金融機関部門にも含まれない。

#### 4. 金融機関部門の内訳部門

4.83. 法人・準法人の金融機関は、以下の内訳部門に分類される。

- (a) 中央銀行
- (b) その他の預金取扱機関
  - (i) 預金通貨機関
  - (ii) その他
- (c) 保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関
- (d) 金融補助機関
- (e) 保険会社および年金基金

4.84. さらに法人・準法人の金融機関は、政府、民間または外国による支配の形態により以下のように再分類する場合もある。

- (a) 公的金融機関
- (b) 自国民間金融機関
- (c) 外国支配金融機関

ただし、この場合に使われる支配の判断基準は、非金融法人企業において用いられたものと同一のものである。

4.85. 金融機関の第1水準の内訳部門分割は、(中央銀行、その他の預金機関など)上に挙げた5分類であり、公的、民間あるいは外国支配法人のいずれかであるかは、内訳の第2水準である。この第2水準の分類には、中央銀行は該当しない。第1水準の5つの内訳部門を構成する法人・準法人の金融機関に関しては以下で述べる。

##### <中央銀行 (S.121) >

4.86. この内訳部門は、中央銀行並びに金融機関を規制・監督する、自らが別個の制度単位である当局機関または組織より構成されている。中央銀行とは、通貨当局でもある公的金融機関であり、すなわち、銀行券、ときに硬貨を発行し、一国の外貨準備のすべてまたは一部を保有する。また、中央銀行は、その他の預金取扱機関の要求払い預金または準備預金のかたちで負債を負い、またしばしば政府預金という形でも負債を負っている。

4.87. 国によっては、外貨準備の維持や通貨発行など

の通貨当局の果たす機能を金融的に中央政府と統合されていて、政策の一環として政府に直接的に支配されるような中央政府機関もしくは複数の政府機関に託している場合がある。このような政府機関は、政府とは別の制度単位ではなく、したがって、一般政府部門に含まれる。

##### <その他の預金取扱機関 (S.122) >

4.88. この内訳部門には、その主活動を金融仲介活動とし、預金の形態で負債を負うか、金融資源を流動化させ、広義の貨幣に含まれる預金のきわめて近い代替物となる短期譲渡性預金のような金融手段の形態で負債を負っている、中央銀行を除いたすべての居住者である法人および準法人の金融機関により構成される。

4.89. 伝統的に、貨幣は、計算単位、交換手段および富の貯蔵庫として利用することのできる金融手段として解釈されてきた。狭義の貨幣は、支払手段として即座に、一般的に、また法律上受容される資産としての貨幣に限定している。したがって、狭義の貨幣は、通貨(硬貨を含む)に、要求に応じて払い出せ、小切手によって即座に譲渡できる預金、自動引き落とし、その他支払目的で譲渡可能な預金を加えたものによって構成されている。過去においては、特定のタイプの金融機関の預金、典型的には「銀行」と呼ばれるものの預金のみが、支払目的に一般的に受容可能であった。しかしながら、以下にあげる2つの進展により、より広義の貨幣概念が使われることとなった。その進展とは、一つには、競争が活発化し金融改革が進んだ結果として、銀行が、技術的には要求払いの譲渡性のある預金ではないものの、狭義の貨幣のきわめて密接な代替物であり、ほとんどあるいはまったく遅滞なしに、もしくは金融上の違約金を受けることなしに、支払い目的に利用可能な新種の預金やファシリティーの供給に成功したことである。二つ目にはそのほかの金融機関(必ずしも「銀行」と称していなくてもよい)の預金も、かつては支払手段として使ったり、要求払いをしたりすることが不可能であったのが、やはり金融革新の結果、しだいに譲渡可能なものになっていったことが挙げられる。また、これらは、狭義の貨幣である銀行の預金に極めて密接な代替物となりつつある。広義の貨幣とは、このようなすべての新種の預金や預金取扱機関の準預金負債を包括したものである。

広義の貨幣概念の必要性は、かつてのように見られた狭義の貨幣概念と経済活動のレベルとの関係が崩れるにしたがって、経済分析および政策策定の目的のために一般的に受け入れられるようになった。

4. 90. 金融制度や金融市場が異なった発展段階にある国々の間では、制度的取り決めも多様であり、また経時的に見ても、継続的な金融市場や金融手段の革新がある。そうしたことを前提とすると、多様な国々にとって適切かつ分析的に有益で、さらに長期間に渡って有効であるような、狭義または広義の貨幣の明確で実行可能な定義を作り出すことは不可能である。したがって、「体系」は、狭義および広義の貨幣の概念それ自体が有益かつ重要であることを認識してはいるものの、その定義づけを試みることはしない。
4. 91. 上述の様に、内訳部門としての「その他の預金取扱機関」は、預金、または広義の貨幣に含まれ、預金の密接な代替物によって負債を負っている法人の機関をカバーしている。しかしながら「その他の預金取扱機関」は、単純に「銀行」と呼ぶわけにはいかない。なぜなら、これらには自らを銀行と称していない法人の機関や、国によっては銀行と称することを禁止しているような法人の機関も含まれる一方、「銀行」と称している法人でも、実は上記のように定義した預金取扱機関ではない場合もあるからである。一般的に、「預金取扱機関」と「銀行」とは1対1で対応しない。
4. 92. 一国の金融諸手段と諸制度をみたとき、その預金が狭義の貨幣に該当するような預金取扱機関の部分集合を定義することに意義が認められ、分析的に有益であると考えられるならば、その部分集合を別個に扱うことが勧告される。この部分集合は「預金通貨機関」と呼ばれる。しかしながら、「その他の預金取扱機関」を、後の段落4. 94で詳しく説明するように、この方法で細分することができるとは限らない。

預金通貨機関 (S. 1221)

4. 93. これは要求払いで、小切手やその他の支払手段によって譲渡可能な預金の形で負債を負う、居住者である法人・準法人の預金取扱機関により構成されている。そうした預金は、狭義の貨幣の概念に含まれるものである。このような金融機関には、小切手その他の手段によって、双方間の預金の移動を容易

にするために組織された共通の決済システムに参加する、いわゆる「クリアリング・バンク（手形交換所加盟銀行）」が含まれる。

その他 (S. 1222)

4. 94. 十分な譲渡可能性を持たない預金や広義の貨幣に含まれ、預金の密接な代替物となっているような短期の預金証書のような金融手段の形で負債を負っている、すべての居住者である法人・準法人の預金取扱機関を、この<その他>の範疇に含める。これらの法人は、たとえ譲渡可能な預金という形で負債を負うことが不可能か、またはできるとしてもそうしようとならないのではあるが、金融市場においては、資金獲得のために預金通貨機関と統合する。このカテゴリーには、貯蓄銀行（信託貯蓄銀行や貯蓄・貸付組合も含まれる）、信用協同組合、抵当銀行や住宅金融組合などが含まれる。しかし、強調しておかなければならないのは、このような金融機関を表わす用語は国によってさまざまに違っており、したがって、その識別のためには、その名称ではなく、機関の実際の機能を検討することにより判断することが必要であろう。さらに郵便局の貯金銀行その他の政府支配の貯蓄銀行も、政府とは別個の制度単位であるという条件でこのカテゴリーに含まれる。金融革新の結果、コンピューターや通信技術の改良があり、また多くの国において金融分野の規制緩和が行なわれた結果として、そうした機関のあるものを受け入れる預金には、伝統的な方法では十分な譲渡可能性はもたないものの、支払目的で利用されることが多くなってきており、遅れや困難もあまりなくまたコストもあまりかけずに部分的に譲渡可能なあるいは全面的な譲渡可能性までも有する預金に徐々に変形してきたようなものもある。以上のことは、狭義と広義の貨幣を明確に区別することの難しさと「預金通貨機関」と「その他」の預金取扱機関との区別が国によっては曖昧にならざるを得ず、実行上問題があるという状況を示している。

<保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関 (S. 123)>

4. 95. この内訳部門は預金取扱機関、保険会社および年金基金を除く、金融仲介活動に主に従事しているすべての居住者である法人および準法人の金融機関

により構成されている。ここに含められる金融機関は、預金以外の形で金融市場において資金を調達し、その資金を使って、そのほかの種類の金融資産を取得するような機関である。それは、投資や資本形成をファイナンスすることに従事している金融仲介機関、たとえば、投資会社、ファイナンシャル・リースに携わる会社、割賦販売会社やその他個人金融、消費者信用の供給に従事している会社などである。

<金融補助機関 (S. 124) >

4. 96. この内訳部門は、金融仲介に密接に関連している活動に従事しているが、それ自身では仲介活動を行わない、すべての居住者である法人または準法人の機関によって構成されている。それは、証券ブローカー、ローン・ブローカー、起債会社、保険ブローカー等であるが、その他、金融機関による割引ないしリファイナンスを目的として手形や類似の手段の保証を裏書きするによって行なうことを主要な業務としている会社や、広範な金融革新によって誕生したスワップ、オプション、先物その他のヘッジ手段を手はずすることを業務とする会社もここに含まれる。

<保険会社および年金基金 (S. 125) >

4. 97. この内訳部門は、居住者である法人・準法人の保険会社 (insurance corporations and quasi-corporations) および自律的年金基金によって構成されている。保険会社は、その主要な機能が生命、傷害、疾病、火災その他様々の保険を個別制度単位やそのグループに供給することである、法人、相互会社その他の実体である。

4. 98. ここに含まれる年金基金は、これを創設した単位とは別の制度単位として設定されているものであり、ある特定の雇用者グループのために退職後の収入を供給するために設立されたものである。こうした年金基金は、固有の資産および負債を持ち自己勘定で資本市場において金融取引に従事している。こうした基金は、民間や公的の個々の雇用主体によってか、もしくは、個別雇用主体とその雇用者の共同により組織され管理されている。また、それには雇主と雇用者の双方または一方が定期的に拠出している。この年金基金には独立に組織された基金を持たない民間または政府主体の雇用者の年金制度や、独

立組織された基金であっても、その基金の準備金が単に雇用主体自身の準備金に上乘せされたり、雇用主体により発行された有価証券の投資に使われるような場合は含まれない。

5. いくつかの特殊ケースにおける内訳部門分割

4. 99. 金融機関部門と非金融法人企業部門との境界近くに位置している法人を含む多数の特殊な場合の扱い方をここで特記しておくことは有益であろうと思われる。

<持株会社>

4. 100. この章の前半部で説明したように持株会社 (holding corporations) とは、複数の子会社グループを支配し、その主たる活動がそのグループを所有し管理することにあるような法人である。持株会社は、全体としてその法人企業グループの主な活動が金融であれば、金融として分類される。子会社の規模に関する適切な情報がない場合、持株会社は、単純にそれが支配する法人企業の過半数が金融であれば金融として分類される。同様に、金融持株会社は、それが支配する法人グループの従事する金融活動によって類型別に内訳分類される。たとえば、法人グループが主に保険業に従事しているのであれば、その持株会社は「保険会社および年金基金」の内訳部門に分類される。かりにそのグループに1つだけ際だった金融活動がない場合には、その持株会社は「保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関」に分類される。

<規制機関>

4. 101. 金融機関を規制し、監督する機関は、そのステータスにより金融もしくは非金融に分類される。たとえば、政府の一部で、別個の制度単位とみなされず、つまり準法人としての扱いを受けない機関は、一般政府部門にそのままと定めるべきであり、金融機関部門に配置しなおすことはできない。このような機関が別個の制度単位である場合は、中央銀行に含める。

<副次的金融活動>

- 4.102. 金融革新の一つの形態は、従来金融機関によって、あるいは金融機関を通して伝統的に行なわれてきた活動の中で、非金融法人企業自身が直接的に行なえるようになった活動が急激に拡大したことである。たとえば、国によっては、財の生産者や小売業者が直接に消費者に消費者信用を供与する傾向が出てきている。もう一つの例としては、国によっては、非金融企業が貨幣市場や資本市場において、直接その企業独自の債券を売ることによって資金を調達する傾向もあらわれている。しかしながら、これらについては、以下のように取り扱うこととする。すなわち、
- (a) 非金融企業が金融活動に従事するため、子会社の

ような新しい制度単位を創造することはしない。  
(b) その企業において、金融活動が副次的活動にとどまる。

という、二つの条件を満たす場合には、このような企業は全体として非金融に分類しておくこととする。

- 4.103. 同様な原則は金融機関部門の内訳部門分割にも当てはまる。たとえば、多くの中央銀行は、商業銀行業務にも従事している。しかしながら、その場合でも、商業銀行業務を含めて、一つの制度単位として中央銀行全体を「中央銀行」に内訳分類する。同様の理由により、中央政府内の、政府から独立した制度単位でない機関により実行される中央銀行機能または通貨当局型機能は、中央銀行内訳部門に配置しない。

E. 一般政府部門およびその内訳部門

1. 序論：制度単位としての政府

- 4.104. 政府単位は、政治的過程を経て設立された独自の法的実体であり、ある特定の地域内の他の制度単位に対して、立法、司法、行政の権限を有するものである。制度単位という観点からすると、政府の主要な機能とは、そのコミュニティーまたは個別家計に対する財貨やサービスの供給に責任を負い、税や他の収入により、その資金的手当てをすること、さらに、移転という手段を用いて所得や富を再分配すること、また非市場生産に従事することである。一般的に、

(a) 政府単位は、通常、その他の制度単位から税を徴収すること、あるいは、強制的移転によって、資金を獲得する権限をもっている。「体系」で制度単位と認められるための基本的な要求を満たすため、政府単位は、国、地域または地方のどの水準であろうと、その他の単位から税を徴収するか、あるいは他の政府単位からの移転により独自の資金を確保し、その政治的目的を遂行するために、その資金の一部または全部を支出する権限を有すべきである。また政府単位は、自己勘定で資金の借り入れを行なうことも可能でなくてはならない。

(b) 政府単位は通常、3種類の最終支出を行なう。

(i) 第1の支出グループは、公務、防衛、法律の施行、公衆衛生など、集会的サービスのコミュニ

ティーへの無償の提供に対する現実支出ないし帰属支出である。こうした支出は、市場の失敗の結果、政府により集的に組織され、一般的な税収や他の収入によって賄わざるを得ないものである。

(ii) 第2の支出グループは、無償または経済的に意味を持たないほど低廉な価格で、個別家計に財貨やサービスを提供することに関わる支出である。こうした支出について、個人からその使用量に従って料金を徴収することも可能ではあるけれども、社会的、政治的目的の追求のために、政府により意識的に負担され、税または他の収入により、資金的手当てがなされる。

(iii) 第3の支出グループは、所得および富を再分配することを目的として、他の制度単位、ほとんどは家計へ支払われる移転である。

- 4.105. 一国内に中央、州および地方政府のようにさまざまな水準の政府がある場合、多くの別個の政府単位が存在する可能性がある。さらに、社会保障基金も政府単位の構成要素である。このような様々な種類の政府単位については、一般政府部門の内訳部門分割を説明した後に述べる。

<生産者としての政府単位>

- 4.106. 家計と同様に、政府単位も財貨やサービスの生産に従事する非法人企業を所有し運営する場合はあ